

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

岡山県

2 構造改革特別区域の名称

おかやまスペシャリスト育成教育特区

3 構造改革特別区域の範囲

岡山県の全域

4 構造改革特別区域の特性

本県は瀬戸内海に面した温暖な気候帯にあり、全国有数のマスカット、白桃、県北部を中心としたジャージー牛酪農関連製品など付加価値の高い農産物生産県であるとともに、水島工業地帯などを中心として高度な工業技術を集積した企業が多くある。

また、古来、中国地方に産する鉄を用いた刀剣の鍛造、備前焼に代表される陶芸など様々な伝統工芸が脈々と現代に受け継がれており、現代の技能と伝統的な技能とが共存している。

本県では、従来から職業系専門学科等において、専門的な技能を生徒に習得させることに力を入れているところであるが、さらに高度な技能を習得させるためには、なお多くの時間と、優れた指導者が必要であると同時に、明確な目的意識を持った人材の確保や、できるだけ早期からこうした指導者の下で技能の習得に励むことができる態勢の確保が欠かせない。

現在、県内の県立高等学校には、70校中36校に職業系の専門学科が設置されており、総合学科2校にも職業系の専門科目が開設されている。

各学科を有する学校数（県立のみ）及び小学科（開設科目）を以下に示す。

学 科	学校数	小学科・開設科目等
農業科	10校	農業，農業経済，園芸科学，農業土木，畜産科学，農業機械，造園デザイン，生物工学，生活科学，生物生産，環境技術，食品科学，林業緑地，食品製造，酪農経済
工業科	10校	機械，土木，化学工学，デザイン，建築，情報技術，電気，工業化学，

		電子機械，設備システム，情報電子，繊維，インテリア，セラミック
商業科	14校	商業，会計，情報管理，国際経済，情報処理，会計情報，ビジネス情報技術
家庭科	11校	家政，被服デザイン，服飾デザイン，食物調理，環境デザイン，生活デザイン
看護科	3校	衛生看護，看護
情報科	1校	情報
福祉科	1校	福祉
総合学科	2校	工業（機械，電気，電子，工業化学，セラミック，デザイン，陶芸，彫金等），商業（ビジネス基礎，情報処理，商業技術，文書デザイン，プログラミング，簿記，会計等），福祉（社会福祉基礎，社会福祉制度，社会福祉援助技術，基礎介護等），看護（看護基礎医学）

5 構造改革特別区域計画の意義

今後の国際社会において日本が優位に立つためには，例えば，単に製造工程を自動化するだけでは対応できない高度な技能を持つ人材を育成することが不可欠である。現在，高度な技能を持つ日本の中小企業が，一部の製品において世界の大部分のシェアを占めていることから，このような高度な技能を継承・発展させることがいかに重要であるかがうかがえる。

また，伝統工芸や精密機械加工，高付加価値農業等に係る技能の習得には通常長期にわたる修練が必要であり，従来このような技能を身につけるためには，早い段階から熟練者のもとに「弟子入り」し，長い年月をかけて習得していった。

しかるに，現在，中学校から高等学校への進学率は97%を超えており，中学校卒業後このような方面への就業を目指す生徒の多くは高等学校や大学等へ進学し，卒業後当該職業に就くという方法が一般的となっている。

岡山県では，伝統工芸や精密機械加工，高付加価値農業等が産業の特色となっている。これらの産業の保護・育成や発展を支えるためには優秀な人材が必要であり，優れた技能者を輩出するためには，高等学校段階から高度な技能の習得を目指す生徒を育成することが必要であると考えている。

また，このような生徒を育成するためには，従来の学校教育の枠を越えた長期間のインターンシップによる技能の習得が重要であると考えており，こうした将来のスペシャリストの育成を進めることは，高等学校の職業系専門学科における教育活動の一層の活性化につながるものである。

このようなことから，高度に専門的な技能を要する職業に就くことを強く希望する生徒に対して，高等学校に在学しながら熟練者のもとで技能を習得することを可能とすることにより，高等学校の卒業資格と高度な技能の習得という両方の

ニーズを満たすことができ、生涯学習社会に生きる基礎学力の育成とスペシャリストの育成を図ることができる。

6 構造改革特別区域計画の目標

本計画では、「高等学校における学校外学修の認定可能単位数を拡大し、生徒が高等学校在学中の早い時期から、長期間学校外の専門家のもとで専門的な指導を受けることができるようにすることにより、伝統工芸、精密機械加工、付加価値の高い農産物の生産等について、高度な専門的知識や技能の習得を可能とし、もって将来スペシャリストとして自立することに資する。」ことを目標としている。

そこで、高等学校1年次前半に、短期間のインターンシップやガイダンス等を通じて進路意識を明確にさせ、高度に専門的な技能を必要とする職業への就業の意思が明確で、かつ専門家による長期間の指導を希望する生徒に対して、「高等学校等における学校外学修の認定可能単位数拡大事業（804）」の特例を適用し、1年次後半以降卒業までに、20単位を超え最大36単位までの長期間のインターンシップを実施することにより、当該職業に係る高度な技能を習得させ、卒業後当該職業への就業を図る。

また、こうしたことを通して、高等学校職業系専門学科における教育活動のさらなる活性化と生徒の望ましい職業観・勤労観の育成及び本県の伝統産業の独自性の維持、精密加工や高付加価値農業の競争力の向上を図る。

7 構造改革特別区域の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的・社会的効果

本計画実施に係る経済的・社会的効果については、長期的・継続的に指導を行うことによりその成果が現れるものであるが、概ね以下のような効果が期待できると思われる。

本県は、合成繊維の噴射ノズルの加工など、自動化ができないような精密機械加工技術を持つ企業や人材を有する。また、農業においても、マスカット、白桃、ジャージー牛酪農関連製品などその品質において日本一と言われる産品がある。これらの精密機械加工、高付加価値農業などに係る技能を継承・発展させることは、本県の産業基盤をより強固にするとともに、その振興を図ることができる。

また、本県に伝わる伝統工芸には、備前焼や備前長船の刀剣など、全国的にその名を知られたものがある。他にも漆芸、指物など多くの伝統技能が現代に伝えられており、これらの技能を継承・発展させていく人材を確保し、育成することができる。

さらに、系統的、実践的なインターンシップやガイダンス等により、ミスマッチから来る早期離職を防止する効果が期待できる。

具体的には、初年度の実施校が1校となる見込みであることから、2～3名程度が長期間のインターンシップに参加し、所定の単位を修得して卒業することを目標とするが、将来的に実施する学校が増えた場合、各年度10名程度が長期間のインターンシップに参加し、卒業することを目標とする。

8 特定事業の名称

高等学校等における学校外学修の認定可能単位数拡大事業（804）

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

なし

構造改革特別区域計画（別紙）

1 特定事業の名称

804 高等学校等における学校外学修の認定可能単位数拡大事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

職業に関する専門学科及び総合学科を有する岡山県立高等学校

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

平成16年4月1日

4 特定事業の内容

（1）事業に関する主体

平成16年度以降に長期間のインターンシップを開始する高等学校

平成16年度より実施：岡山県立勝間田高等学校

（2）事業が行われる区域

岡山県の全域

（3）事業の実施期間

平成16年4月1日から

（4）事業により実現される行為や整備される施設などの詳細

高等学校1年次前半に、教科学習、短期間のインターンシップ、総合的な学習の時間、進路指導等を通じて進路意識を明確にさせた上で、高度に専門的な技能を必要とする職業への就業の意思が明確で、かつ学校外の専門家による長期間の指導を希望する生徒に対し、1年次後半以降卒業までに20単位を超え最大36単位までのインターンシップを実施する。

長期間のインターンシップの実施形態としては、次のようなものが考えられる。

1年次後半から2年次，3年次にわたって受入先で長期間のインターンシップを行う。

3年次のみ特定曜日に受入先で長期間のインターンシップを行う。

2学期制を実施する学校において，2年次，3年次の前期または後期に集中的にインターンシップを行う。

2学期制を実施する学校において，3年次のみ前期または後期に集中的にインターンシップを行う。

， の場合，当該生徒が登校する日と受入先でインターンシップを実施する日は，学校，保護者と当該受入先とが協議の上決定することとするが，原則として2年次，3年次の登校日には専門的な技能を習得するための基礎となる科目を中心に学習するとともに，主な学校行事には参加することとする。

， の場合，主な学校行事に参加する趣旨から，学校，保護者と当該受入先とが協議の上，登校日を別途決定するものとする。

学校は，当該生徒の受入先を定期的に訪問し，受入先との連絡調整，生徒の指導などに当たるものとする。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 取組の期間

平成16年4月1日から実施，平成19年度に事業について評価，見直しを実施する。

(2) 法律等の基準によらない部分

学校外における学修の単位認定（現行20単位まで）を36単位まで卒業に必要な単位として認める。

(3) 計画初年度の教育課程の内容

1年次の教育課程

普通教科・科目の必履修科目を中心として20単位から25単位程度を履修し，専門科目等を4単位から9単位程度，特別活動を1単位履修する。

2学期もしくは10月以降，長期間のインターンシップとしての定期的なインターンシップを開始する。

2年次，3年次の教育課程

長期間のインターンシップを実施する生徒については，個別に受入先との協議の上，出校する曜日，インターンシップに取り入れる内容等について決定する。

また，出校する曜日には専門的な技能・技術を習得するための基礎となる科目を中心に学習するとともに，高等学校における集団活動の重要性に鑑み，各学年で特別活動1単位を実施する。

(4) 本計画と憲法，教育基本法，学校教育法に示す学校教育の目標との関係について

本計画で実現するおかやまスペシャリスト育成教育特区においては，岡山県教育委員会が所管する県立高等学校の職業系専門学科及び総合学科に在籍するすべての生徒を対象（制度の活用を希望する生徒に対して実施）としており，教育の機会均等を示した憲法第26条を踏まえていると考える。

また，望ましい職業観・勤労観をはぐくみ，将来の職業を見据えた上で高度な技能を習得するために長期間のインターンシップを実施するものであり，人格の完成，勤労と責任の尊重など教育の目的を示した教育基本法第1条及び高等学校における教育の目標を示した学校教育法第42条を踏まえていると考える。